

議案第 27 号

甲府市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
甲府市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 2 月 27 日提出

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市国民健康保険条例の一部を改正する条例

甲府市国民健康保険条例（昭和 34 年 3 月条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「40 万 8,000 円」を「48 万 8,000 円」に改める。

第 13 条の 2 第 1 項第 2 号中「28 万 5,000 円」を「29 万円」に改め、同項第 3 号中「52 万円」を「53 万 5,000 円」に改め、同条第 4 項中「20 万円」を「22 万円」に改める。

第 14 条の 5 の 10 中「20 万円」を「22 万円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第 5 条の規定は、この条例の施行の日以後の出産に係る出産育児一時金について適用し、同日前の出産に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正後の第 13 条の 2 第 1 項第 2 号及び第 3 号並びに同条第 4 項並びに第 14 条の 5 の 10 の規定は、令和 5 年度以後の年度分の保険料について適用し、令和 4 年度分までの保険料については、なお従前の例による。

提案理由

健康保険法施行令及び国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、出産育児一時金の額を改定するとともに、保険料の賦課限度額の引上げ及び軽減措置の拡充を行うについては、この条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。